

路外駐車場設置届チェックシート

駐車場名			
提出書類		部数	チェック
設置届出書		2部	
駐車施設の概要		3部	
地形図(1/10,000以上)			
平面図(1/200以上)			
建築物	平面図(1/200以上):各階		2部
	立面図(1/200以上):2面以上		
	断面図(1/200以上):2面以上		
	建築確認通知書の写		
	建築検査済証の写		
機械式駐車装置(ターンテーブルを除く)の大臣認定書の写			
管理規程届			
業務(管理)委託契約書の写(委託する場合のみ)			
特定路外	特定路外駐車場設置届出書(1号様式)又は、ただし書に基づく場合は添付書面(2号様式)	2部	
	地形図(1/10,000以上): 駐車場法の届出と同時にあれば不要		
	平面図(1/200以上): 車いすスペース、移動等円滑化経路その他主要施設を表示		
根拠法令	設備基準	チェック	
出入口 施行令第7条	道路交通法(第44条)	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けてはならない(1項1号)	
		トンネル(国土交通大臣が認めるものを除く(令7条2項1号ロ))に設けてはならない。(1項1号)	
		交差点の側端又は道路の曲り角から 5m以内 の部分(国土交通大臣が認めるものを除く(令7条2項1号イ))に設けてはならない。(1項2号)	
		横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ 5m以内 の部分に設けてはならない。(1項3号)	
		安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内 の部分に設けてはならない。(1項4号)	
		乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m以内 の部分に設けてはならない。(1項5号)	
		踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内 の部分に設けてはならない。(1項6号)	
		横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から 5m以内 の道路の部分に設けてはならない。(1項1号ロ)	
		幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m以内 の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m以内 の部分を含む)に設けてはならない。(1項1号ハ) 児童公園は都市公園法施行令(平成5年)の改正により、街区公園へ名称変更されたため、街区公園は児童公園とみなす。	
		橋(国土交通大臣が認めるものを除く(2項2号))に設けてはならない。(1項1号ニ)	
		幅員 6m未満 の道路に設けてはならない。(1項1号ホ) 接する道路が交差点等に至るまでのすべての区間において幅員を確保する必要あり。	
		縦断勾配が 10% を超える道路に設けてはならない。(1項1号ヘ)	
		前面道路が2以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く)(1項2号)	
		駐車の用の供する部分の面積(A+C)が 6,000㎡以上 の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を 10m以上 とすること。(中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く)(1項3号)	
	出口、入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを 1.5m以上 とすること。(1項4号)		
	出口付近の構造は、 2m (二輪 1.3m)後退し車路の中心線 1.4m の高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60度以上 の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること。(1項5号)		

根拠法令	設備基準	チェック	
車路 施行令第8条	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m （二輪 1.75m ）以上。（2号イ）		
	幅員 5.5m （二輪 3.5m ）以上、一方通行は 3.5m （二輪 2.25m ）以上。（2号ロ、ハ）		
	はり下の高さは、 2.3m 以上。（3号イ）		
	屈曲部（ターンテーブル除く）は、内りの半径 5m （二輪 3m ）以上。（3号ロ）		
	傾斜部の縦断勾配は 17%を超えない こと。（3号ハ）		
車室の高さ 施行令第9条	建	傾斜部の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げること。（3号ニ）	
		駐車用の用に供する部分（車室）のはり下の高さは、 2.1m 以上。	
避難階段 施行令第10条	築 物	直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場のある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。	
防火区画 施行令第11条		給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、耐火構造の壁又は特定防火装置によって区画しなければならない。	
換気装置 施行令第12条		内部の空気を床面積1㎡につき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。（窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上のものは除く）	
照明装置 施行令第13条		車路の路面、 10ルクス 以上。	
	駐車部分の床面、 2ルクス 以上。		
警報装置 施行令第14条		自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない。	
特殊装置 施行令第15条	第7～14条の規定は、国土交通大臣がこの規定と同等以上の効力があると認めた場合は適用しない。【大臣認定制度】		
駐車料金 施行令第16条	能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。		
	不当な差別的取扱となる額でないこと。		
	負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。		
明示 施行令第17条	利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。		
管理規程 法第13条	路外駐車場の名称を定めなければならない。（2項1号）		
	路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）を定めなければならない。（2項2号）		
	駐車料金に関する事項を定めなければならない。（2項4号）		
管理規程 施行規則第2条	休業日、1日における供用時間の開始、終了時刻を定めなければならない。（1項）（法13条2項3号）		
	駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。（2項）（法13条2項4号）		
	駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。（3項）（法13条2項5号）		
管理規程 施行規則第3条	駐車場の構造上駐車することができない自動車を定めなければならない。（1項）（法13条2項6号）		
	駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他業務の概要を定めなければならない。（2項）（法13条2項6号）		
周知義務 東京都環境確保 条例第54条	アイドリング・ストップの掲出等（条例で定められているアイドリング・ストップの事項を表示）により周知すること。		

根拠法令		設備基準	チェック	
特定路外 (バリアフリー新法関係)	駐車施設 基準省令第2条	車いす用駐車スペースを1以上設けなければならない。(二輪除く)(1項)		
		幅は、 3.5m以上 (2項1号)		
		車いす使用者用駐車施設の表示をすること。(2項2号)		
	移動等円滑化経路 基準省令第3条	移動等円滑化経路	長さができるだけ短くなる位置に設けること。(2項3号)	
			道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。(1項)	
			経路上に段を設けない。(傾斜路を併設する場合を除く)(2項1号)	
			出入口の幅は、 0.8m以上 とすること。(2項2号)	
			通路幅は、 1.2m以上 、50mごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。(2項3号イ、ロ)	
			傾斜路の幅は、段に代わるものは 1.2m以上 、段に併設するものは 0.9m以上 とすること。(2項4号イ)	
			傾斜路の勾配は、 1/12 を超えないこと。(高さが0.16m以下のものは1/8)(2項4号ロ)	
			傾斜路の高さが0.75mを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さが0.75m以内ごとに踏幅が 1.5m以上 の踊場を設けること。(2項4号ハ)	
	傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが0.16mを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること。(2項4号ニ)			
	特殊装置 基準省令第4条	前2条の規定は、国土交通大臣が、その特殊装置が前2条の規定による構造又は設備と同等以上の効果があると認める場合は、適用しない。【大臣認定制度】		

ここでいう「二輪」は、届出書の「特定自動二輪車」にあたります。

法：駐車場法

施行令：駐車場法施行令

施行規則：駐車場法施行規則

バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

基準省令：移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

東京都環境確保条例：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例